

第五章 公聴会

二二〇 委員会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する

委員会が付託された議案の審査のため公聴会を開くことを決定したときは、委員長は、議案の名称、問題及び開会の日を記載した公聴会開会承認要求書を作成し、これを議長に提出してその承認を求めらる。

参照 二二二号、三三〇号、諸表一八

二二二 公聴会の開会の日時は、委員長が委員会に諮って決定するのを例とする

公聴会の開会の日時は、委員長が公聴会の問題とともに委員会に諮って決定するのを例とする。

国第五〇一条
規第六〇二条
「国第五〇四
規第八〇三」
の三〇条

規第三八条
「規第六〇四
の第三〇八」
の三〇条

参照 三七号、二二〇号

「規
の三」
第六五
第八〇
条

二二二二 公聴会の公示は、官報に掲載するほか、委員長の選定するところにより、ラジオ、テレビジョン放送等の方法による

公聴会の公示方法は、第一回国会以来官報及び一の新聞に掲載し、併せてラジオ放送によることとしていたが、第五十五回国会以後は官報に掲載するほか、ラジオ及びテレビジョン放送によりこれを公示し、新聞掲載は行われていない。

○公聴会の公示方法に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年七月二十八日）

公聴会の公示方法は、官報及び一の新聞に掲載し、併せて放送するものとする。

第五十五回国会議院運営委員会（昭和四十二年五月八日）

公聴会の公示は、官報に掲載するほか、ラジオ、テレビジョン放送及び新聞掲載の方法により周知徹底させるが、その具体的方法については、当該委員長の選定に任せることとする。

参照 二二三号

規第六五
條
「規第八〇
條
の三」

二二三 公聴会は、おおむね十日前に公示するのを例とする

公聴会は、おおむね十日前に公示するのを例とするが、次のような例もある。

第二回国会運輸及び交通委員会において、国有鉄道運賃法案について、公聴会（昭和二十三年六月十六日）を開会するに当たり、会期終了期日切迫のため、その公示を五日前に行った。

参照 二二二号

二二四 公述人の選定は、委員長に一任するのを例とする

公述人の選定は、委員会の議決により、委員長に一任するのを例とする。

公述人は、あらかじめ申し出た者及び各会派から推薦された者等の中から選定するのであるが、この場合において、委員長は理事と協議するのを例とする。

なお、総予算についての公聴会においては、あらかじめ申し出た者以外の者の中から選ぶ公述人は、財政、金融等の項目別に選定するのを例とする。

規第六七
條
（規第六六
條）
「規第八〇
條
の三」

国第四八条
 規第六七条
 「国第五四
 条の四」
 「規第八〇
 条の三」

規第七一条
 「規第八〇
 条の三」

二二五 公述人の発言時間は、委員長においてあらかじめ均等に定めるのを例とする

公述人の意見開陳のための発言時間は、委員長においてあらかじめ均等に定めるのを例とする。

二二六 欠席した公述人の申出により代理人に意見を述べさせた例

第三十一回国会予算委員会公聴会（昭和三十四年三月十一日）において、昭和三十四年度一般会計予算外二件の審査に当たり、公述人（日本労働組合総評議会事務局長）岩井章君は病気のため出席せず、代理として（日本労働組合総評議会政治部長）小山良治君に意見を述べさせたい旨申し出たので、委員長代理理事堀木謙三君は委員会に諮ったところ、委員会はこれを許可することに決定した。

参照 一二七号

二二七 欠席した公述人が文書をもって意見を提示した例

第十六回国会労働委員会公聴会（昭和二十八年七月二十四日）において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の審査に当たり、公述人（成蹊大学教授）野田信夫君は出席せず、文書をもって意見を委員会に提示したい旨申し出たので、委員長栗山良夫君は「野田信夫君が都合が悪く出席が出来なくなりまして文書をもって意見を当委員会に寄せられております。委員の方々にお諮りいたしますが、本文書を専門員に代読させることにいたしたいと存じますが御異議ございませんか。」と諮ったところ、これを可決した。

第三十八回国会運輸委員会公聴会（昭和三十六年四月三日）において、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員片岡文重君は、公述人（評論家）阿部静枝君から病気のため出席できないので、後刻文書をもって意見を提示したいとの申出があった旨を述べ、その意見を会議録に掲載することの動議を提出したところ、これを可決した。

参照 二二二六号

二二八 公述人の意見を連合審査会において聴取した例

第百三十一回国会において、地方行政委員会に付託されている地方税法等の一部を改正する法律案及び大蔵委員会に付託されている所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外二件について、地方行政委員会及び大蔵委員会は、相互に連合審査会開会の申入れ及び受諾の議決を行い、それぞれの付託議案について公聴会を開会することを決定した後、地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会（平成六年十一月二十一日）において公述人の意見を聴取した。

参照 一二二〇号、一二一九号